令和 5 年 6 月 1 6 日 厚生産業委員会資料 1 4 福祉保健部健康推進課

立川市におけるマスク着用の考え方について

1. 市民への対応

マスクの着用については、様々な事情により着脱できない方がいることから、その方々への 配慮を市ホームページで周知したことに加え、3月13日から国の指針によりマスク着用の考 え方が変更になり、個人の判断にゆだねられることになったことを、市のホームページや広報 を通じて周知に努めた。

2. 保育園の対応

保育園児のマスク着用については、3月13日からの国の指針により、2歳児未満にはマスク着用を奨めず、2歳児以上についてもマスク着用を求めないこと、保護者については、個人の判断を尊重することについて、各保育施設等及び施設を通じ利用者へ周知した。

5月8日からは、保育園児のマスク着用については、マスクの着用を求めないことを基本と し、保護者に対しても同様としている旨、各保育施設等及び施設を通じ利用者へ周知した。

3. 学校の対応

マスクの着用については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、学校教育活動に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすることとした。また、マスクの着脱を強いることのないようにすること、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うことについて、校長会等で周知した。

4, 学童保育所の対応

3月13日以前より、事情により着用のできない児童については、事前に相談いただき着用を求めてはいない。3月13日以降の対応については、市内小学校が4月1日よりマスク着用の見直しを行うことから、学童保育所も4月1日より個人(保護者)の判断にゆだねることとした。ただし、職員(指導員)については引き続き業務中の着用は求めたが、5月8日より職員(指導員)のマスクの着用を個人の判断にゆだねることとした。

5, 事業者への対応

3月13日から国の指針によりマスク着用の考え方が変更になり、個人の判断にゆだねられることになったことについて、商工会議所や商店街振興組合連合会を通じて、会員事業者への周知に努めた。

6, 市職員への対応

市職員のマスクの着用については、職員個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とすることとした。ただし、健康会館やドリーム学園など、施設利用者への配慮が必要な一部の施設では、マスクの着用を求めた。